地方分権に関する研究会 設置要綱

(目的)

第1条 地方分権改革を進めるべき理念として、一極集中の是正、多極分散型の国土形成が掲げられていたにもかかわらず、現状ではさらなる集中が進んでいる。地方創生を進め、格差社会を解消し、この国の発展を目指すため、新たな地方分権改革を展望すべく全国知事会地方分権推進特別委員会に、「地方分権に関する研究会」(以下「研究会」という。)を設置する。

(構成)

- 第2条 研究会の委員は別紙に掲げる学識経験者及び関係知事をもって構成する。
- 2 研究会に座長を置き、委員の中から互選する。
- 3 座長に事故あるとき又は不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を 代理する。
- 4 委員に対する報酬及び旅費については、「講師等に対する報酬等に関する取扱方針」 の定めるところにより支払う。ただし、知事はこの限りではない。

(庶務)

第3条 研究会の庶務は、鳥取県及び全国知事会事務局において行う。

(会議の公開)

第4条 研究会の会議は公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、会議の一部 または全部を非公開とすることができる

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年11月2日から施行する。

(別紙)

地方分権に関する研究会 委員等名簿

〈学識経験者〉

(座長) 大石 眞 京都大学名誉教授

(座長代理) 横道 清孝 政策研究大学院大学理事・副学長

飯島 淳子 東北大学法学部教授

井手 英策 慶應義塾大学経済学部教授

大屋 雄裕 慶應義塾大学法学部教授

小西 砂千夫 関西学院大学人間福祉学部教授

諏訪 雄三 共同通信社編集委員 論説委員

谷 隆徳 日本経済新聞社編集委員兼論説委員

新川 達郎 同志社大学大学院総合政策科学研究科教授

〈関係知事〉

平井 伸治 鳥取県知事(地方分権推進特別委員会委員長)

飯泉 嘉門 徳島県知事(総合戦略・政権評価特別委員会委員長)

石井 隆一 富山県知事(地方税財政常任委員会委員長)

古田 肇 岐阜県知事(総務常任委員会委員長)

〈アドバイザー〉

神野 直彦 日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授

(敬称略)